

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段磁気式プリペイドカード「メトロカード」の 払戻しのお知らせについて

平成27年3月31日にお取り扱いを終了いたしました当社(旧帝都高速度交通営団(営団地下鉄))発行の前払式支払手段磁気式プリペイドカード「メトロカード」(以下「メトロカード」といいます。)につきまして、下記のとおり未使用残額の払戻しをいたしますので、お申出期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

東京地下鉄株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

「メトロカード」(500円券、1,000円券、2,000円券、3,000円券)

○払戻しのお申出期間

平成27年4月1日(水)から平成30年1月31日(水)まで。(お取扱時間は各駅の始発から終電まで。)

※ 当該お申出期間内にお申出をいただかなかった場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意くださいようお願いいたします。

○お申出の方法

最寄りの当社各駅(日比谷線北千住、中目黒、中野、西船橋、代々木上原、和光市、半蔵門線・副都心線渋谷、目黒の各駅は除きます※。)へ「メトロカード」をご提出ください。

※ 業務委託駅のため

○払戻しの方法

お申出いただいた当社各駅(日比谷線北千住、中目黒、中野、西船橋、代々木上原、和光市、半蔵門線・副都心線渋谷、目黒の各駅は除きます。)の駅事務室にて、「メトロカード」と引き換えに、未使用残額全額を無手数料で現金にて払い戻します。

現金を受領されましたら、未使用残額を受領した旨の押印(サイン)をお願いいたします。

※ お持ちのメトロカードの枚数(例:数十枚以上)によっては、当日その場で払戻しができない場合がございます。この場合、一旦メトロカードをお預かりし、払戻しの処理後に再度ご来駅いただき現金により払戻しいたしますのでご了承ください。

※ 払い戻し後のメトロカードの返却をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(メトロカードには残高を0円にする処理を行うため、残額目安部分にパンチ穴があきますので、あらかじめご了承ください。)

○払戻しに関する問い合わせ先

東京メトロお客様センター

☎ 0120-104106 (9時00分～20時00分 年中無休)



メトロカードの例